

## 《任意継続保険加入の注意事項》

退職すると、翌日から健康保険の被保険者資格を喪失しますが、一定の条件を満たしていれば継続して最長 2 年間当健康保険組合の被保険者となることができます。加入条件、喪失の理由、保険料等については健康保険法で定められています。

※任意継続保険は下記の理由以外では喪失できませんのでご注意ください。

1. 任意継続資格取得後 2 年を経過したとき。
2. 死亡したとき。
3. 保険料を納付期限(毎月 10 日、10 日が金融機関休業日の場合は翌営業日)までに納付しなかったとき。(保険料未納)
4. 被保険者(船員保険被保険者を含む)となったとき。(就職したとき)
5. 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
6. 資格喪失の申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。(令和 4 年 1 月 1 日より追加)

※国民健康保険の保険料は市区町村により異なります。比較をする場合は、お住まいの市区町村の窓口でご確認ください。

## 【加入条件】

- ・退職日の前日までに継続して **2 ヶ月以上**の被保険者期間があること。
- ・資格喪失日(退職日の翌日)から **20 日以内**(土日祝日含む)に事業所(会社)経由で鉄道弘済会健康保険組合に届くように申請書等をご提出すること。  
※20 日以内とは退職日が月末の場合、翌月 20 日までとなります。  
(例:3 月 31 日退職の場合は 4 月 20 日まで。)  
※20 日目が土日祝日にあたる場合はその前日までに到着するようにご提出ください。

## 【申請書添付書類等】

- ・ご自宅宛に保険証等を送付しますので、退職後の住所をご記入ください。
- ・当健康保険組合から問い合わせをすることがありますので、連絡の取れる電話番号をご記入ください。
- ・申請書にご記入いただく口座は、給付金、保険料返金時等に使用するためです。※保険料毎月納付希望の方は保険料引落口座の登録をしますので、**必ず郵便局の口座**をご記入ください。保険料前納希望の方は郵便局以外の口座でも構いません。
- ・毎月納付希望の方のみ「自動払込利用申込書」(上 2 枚のみ。3 枚目はご本人控です。)を添付してください。
- ・居住確認のため、住民票(コピー不可)、免許証の写し等を添付してください。
- ・被扶養者がいる方は、新たに扶養認定審査をします。扶養の認定基準、必要書類は在職時と変更ありません。ただし、被保険者の収入は「退職時の標準報酬月額(※上限は前年 9 月末の当健康保険組合員の平均報酬月額(令和 4 年度は 240 千円))×12 ヶ月分」か「退職後の収入(失業給付金、年金等)」の**いずれが高い方**とします。※被扶養者の収入が被保険者の「退職時の標準報酬月額(※上限は前年 9 月末の当健康保険組合員の平均報酬月額(令和 4 年度は 240 千円))×12 ヶ月分」の 2 分の 1 を超えている場合、被保険者の退職後の収入(失業給付金、年金等)で審査しますので、退職後の収入がわかるもの(年金振込通知等の写し)をご提出ください。

※認定審査により被扶養者として認められない場合があります。

## 【保険料】

- ・退職時の標準報酬月額か前年 9 月 30 日現在の当健康保険組合員の平均報酬月額(令和 4 年度は 240 千円)の**いずれか低い方**を適用し保険料を決定します。
- ・任意継続保険の場合、保険料の事業主負担分がないため全額自己負担となります。
- ・月途中の加入の場合でも加入月分の保険料をいただきます。日割り計算はありません。
- ・任意継続資格を喪失した月以降の保険料を納付されていた場合は保険料を返金いたします。ただし、加入した同じ月に資格を喪失した場合はその月の保険料は返金されません。(例:3 月 31 日に退職し、4 月 1 日から任意継続保険に加入。その後 4 月 15 日に就職等で、新たに他の健康保険に加入した場合。4 月分の保険料は返金されません。)
- ・保険料率の改定、標準報酬月額の上限改定がある場合は郵送にてお知らせいたします。

## 【保険料納付方法】※初回保険料の納付が無い場合、任意継続保険の申請は無効となります。

### ○毎月納付

- ・**加入月(加入日が月途中の場合は加入月と加入翌月)は口座引落が出来ません。**払込票をご自宅に送付しますので、郵便局にてお支払いをお願いいたします。(別途払込手数料がかかります)
- ・毎月の保険料引落の際 33 円の手数料がかかります。

### ○6 ヶ月前納

- ・**口座からの引落はできません。**ご自宅に払込票を送付しますので、郵便局にてお支払いをお願いいたします。(別途払込手数料がかかります)
- ・加入月から直近の 9 月または 3 月までの保険料をお支払いいただきます。  
※加入月の保険料については割引はありません。
- ・次回以降の保険料払込票は「10 月～翌年 3 月分」は 9 月上旬、「翌年 4 月～9 月分」は翌年度の保険料が決定次第(毎年 3 月上旬)ご自宅へ送付します。

### ○12 ヶ月前納

- ・**口座からの引落はできません。**ご自宅に払込票を送付しますので、郵便局にてお支払いをお願いいたします。(別途払込手数料がかかります)
- ・加入月から 3 月までの保険料をお支払いいただきます。  
※加入月の保険料については割引はありません。
- ・次回(翌年 4 月～翌々年 3 月分)以降の保険料払込票は翌年度の保険料が決定次第(毎年 3 月上旬)ご自宅へ送付します。

※鉄道弘済会健康保険組合では、全国に支店があることから任意継続保険料の納付窓口を郵便局(ゆうちょ銀行)としております。

## 【加入後の手続き】

任意継続に加入後、下記の事項に該当した場合は必要書類を送付いたしますので、当健康保険組合にご連絡ください。

- ・転居し住所が変わった
- ・氏名を変更した
- ・就職して他の健康保険に加入した
- ・保険証を無くした
- ・任意継続中に被扶養者が扶養から外れる
- ・資格喪失を希望する
- ・死亡した